

佐倉市マンション管理適正化推進計画  
(計画期間：令和6年6月～令和11年3月)

令和6年6月

1. 佐倉市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

佐倉市の区域内におけるマンション数は、令和5年度時点で9,386戸、築30年以上のマンションは2,924戸と推計され、10年後には2.33倍と、今後高経年のマンションの急増が予想されることを踏まえ、マンション管理の適正化を進めることとします。

2. 佐倉市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために佐倉市が講ずる措置に関する事項

佐倉市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3. 佐倉市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します（認定は、(公財)マンション管理センターが発行する「事前確認適合証」の添付を求め、また同センターによる管理計画認定手続支援サービスを用いて行います）。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4. 佐倉市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（佐倉市マンション管理適正化指針）に関する事項

佐倉市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。